

鳥取県東部の保健所のあり方検討会の検討状況【報告】

県地域振興課

現行の県の保健所のサービス水準を維持し、かつ町民の利便性の向上が図れるよう、3月19日に県と4町の実務レベルで「鳥取県東部の保健所のあり方検討会」を設置し、現行の保健所業務の内容や事務処理量等を確認するとともに、4町に係る県の保健所業務の体制のあり方や課題等について検討を行った。第4回の検討会において、4町に係る県の保健所関連業務等を市へ委託する一定の方向性がまとまったことから報告するもの

1 検討状況

| | |
|-----------|---------------------|
| 3月19日 | 保健所のあり方検討会設置。第1回検討会 |
| 4月3日、6日 | 各町におけるワーキング |
| 5月12日 | 第2回 保健所のあり方検討会 |
| 6月1日 | 第3回 保健所のあり方検討会 |
| 7月22日、24日 | 各町長と県地域振興部との意見交換 |
| 7月31日 | 第4回 保健所のあり方検討会 |

2 検討内容

- ・ 現在、県で東部1市4町に係る保健所関連事務を一体的に行っている事務について、人員（専門人材の確保）や施設・資機材等の面からも、県（4町）と市がそれぞれ2か所の保健所を設置することは合理的ではないことから、県から市への4町分を含めての業務委託等による方法を検討

3 検討結果

- ・ 現行の県の業務サービスの維持とそれを担保する仕組みを構築することを前提として、4町に係る県の保健所関連業務等を市へ委託することを内容に市と調整を進めることについて4町の了解を得た。
⇒ 今後、県と市において委託内容等について調整し、適時に4町との検討会を開催する。

4 検討会における主な意見と対応

(市) 県・市の連携協約の締結については、今後の協議事項としたい。

⇒これまでの県・市協議会でも素案として提示してきたところであり、4町の意向を踏まえ連携協約を締結することについて、県・市協議会において市と協議していく。

(町) 県の業務についての県から市への事務委託であり、将来的にも町に財政負担が求められることがないように。

⇒制度的に町に負担を求めることはありえないが、財政負担に関する事項についても、協約の中で、県・市の役割分担として整理することを検討する。

(町) 県・市・4町による連携会議は、内容によって出席者等は柔軟に対応すること。

⇒資料を「○委託事務の円滑な実施に向け、分野や内容に応じた県・市・4町による連携会議を開催」に改め、市と調整を行う。